

説

陰

ピケッ ト 権 の 法 理 (一)

沼 田 稻 次 郎

序

ピケッ ト権の擴張史は、爭議權の發展史であり、労働法の市民法領域に對する歴史である。それは、労働法意識が市民法意識からはなれる落差の空白に跨る問題だからである。ピケッ ト線 picketing line が、組織と爭議をスト破りや警察の攻撃から守る前線であるごとく、その法理は労働者階級の生存権をブルジョア法秩序から護る前線たねばならない。

ピケッ ティングは、爭議と組織とを防御することとが、その行動の決定的性格をなしている。いはば自救権的な意味を強く帯びているのである。その點で、暴露戦術、挑発闘争、ボイコット、攻勢示威などの團體的行動が攻撃的要素をより多く持つているのに對比せられる。同じく爭議完遂を目的としても、ピケッ ティングは敵者からの攻撃を破砕することによつて、その目的達成に役立つ行動なのである。このような性格は、ピケッ ティングを消極的で價值の少ないものたらしめているのではなく、却つて逆に、不可避の行爲として、爭議自體の一環として、それゆゑ、より強く階級的規範意識に支えられた行動たることを示すものに他ならない。たとえ刑罰をもつて抑壓しても、爭議が止まないごとく、ピケッ ト線も亦張られねばならないことを意味する。爭議はピケッ ティングがゆるされる範圍において自由であり權利である。われわれは、この自明の事柄を見極めることから出發しよう。ただし、この自明の事柄こそがピケッ ティングの法理の基に他ならないのだから。

一般にピケッ ティングとよばれるのは、見張り或いは監視、それはスト破りに對して行われる爭議或いは爭議中の組合の爭議活動の不可欠の部分だと考えられている。爭議調停の組織は、當然敵者の攻撃を豫想するのであり、それには不意打ちを避けるために、或いは、より適切な對照

策を以立するために、敵情を知る必要がある、その眼の役目を果たすのが歩哨或いは斥候としての活動、つまりピケッ ティングなのである。だが、われわれは、爭議史を見ると、ピケッ ティングとして呼稱される行爲が實に多様であることを知る。攻撃が多様である以上は、防御の方法は亦多様ならざるをえないからである。そして、かかる多様な活動も、それが固う組織の一部分によつて行われる防衛的行動であるという點において全く共通しているのである。だから、これらの行爲を包括してピケッ ティングと呼ばれることが多い。(私はさらに團結權および團結行動權一般についてもピケッ ティング権が含まれると考へるが、ここでは爭議權を中心に述べるつもりである) この多様な防衛手段Ⅱ行爲内容について先ずその合法性を検討してみることがある。Peaceful picketing かどうかという多争の焦點的問題は、この行爲内容について提起せられているものに他ならない。

然し、行爲内容の合法性を單に孤立的に把えて論議するということは極めて危険である。けだし、合法違法の問題は、人間の社會的關係の上にのみ問われねばならないからである。然るに、このような關係は、ピケッ ティングにおける主體と客體との關係である。如何なる主體が(誰が)如何なる客體に(誰に)對して行うピケッ ティングであるか、つまり一定の關係(それは法的意味をもつ關係である)のうちにピケッ ティングの行爲を位置づけて評價するのたねばならない。

ところで、この關係は法的意味をもつた關係なのであるが、そうすると、法的意味を理解し、その關係を法的に評價する主體がなければならぬ。主體は國家であると一應いうことは出来るが、國家は法治國家である限り、その評價は法自體によらなければならぬという根本要請に服さないわけにはゆかない。そうすると、法そのものが持つ

て立つ視點は如何なるものであろうか。それは果して一定したものであらうか。ここに、關係の主體が法的視點のトレーガー(捲き手)を規定してゆくモメントがあるのではない。更らに、關係の主體が所屬する階級の社會的力量を媒介として法的視點のトレーガーを規定するのではない。そうすると法內在の視點が法超越的な *Mediation* (力) を媒介とせずしては、現實性を具備しえないといわざるをえない。ここに第三の問題が横わる。ビケットの階級論の階級性の問題である。然しながら、それにもかかわらずビケッティングは同一の社會と同一の法秩序内に生きる人の人に對する行爲である以上、考え方なり感じ方なりに少なからず共通したをもつてゐるのではないか、これを豫想するからこゝれわれは議論を行うはずである。階級的意識に支えられた法理論も、世論の形成を媒介として、はじめて規範的な力を帯びることをうるであらう。然し、この際、世論の形成そのものが、同質的な市民社會において行われるのではないといふことが反省せられねばならない。ビケッティングに關して、支配階級のイデオロギーの支配を蒙る世論は多く保守的である。ウェップも指摘してゐるように、一八二四年・二五年の團結禁止法撤廃後半世紀の間、イギリスにおいては、アメリカのごときは二十世紀の二十年頃まで、ビケッティングは禁止または制限されうるのであつて、それが許されるのは裁判上或いは立法上の特赦 (Judicial or legislative grace) などごく少数は信じていたとグレゴリー (シカゴ大學教授) も述べてゐる。 (C. O. Gregory, Labor and Law, 1910, p. 388) 世論がこのように保守的であるということとを、そのまま肯定したにしても、かかる世論が法的視點を左右すると單純に考えることは出来なうであらう。民主主義の言葉だけを拜受した人達は、「世論」をも拜受して労働組合運動にこの「世論」を押しつける。だから世論の性格ということもビケッティングの合法性の理論と不可分の問題點となるのである。われわれは、これらの諸問題をそれぞれ深く論ずる機会をこの論稿において持つことは出来ないで、主として、防衛手段として

爲内容を中心に叙述をすすめてゆこうと思ふ。

第一 ビケッティングの方法と

その正當性について

ビケッティングの手段はすべてが市民法的思想からは抱ええないものではない。たとえばスト破りに對して、説得力のある人物が、かれ等の理性と階級的意識とにうつたえてスト破りの決意をひるがえさせるような場合は、穩和なる *Persuasion* であつて、アメリカでビケッティング合法論の二つの論據となつてゐる *Freedom of Speech* 以外のものではあるまい。そして言論の自由こそ近代思想の精神なのである。然るに、かかる行爲さえもブルジョア國家は違法とみたがるのである。例えば、労働運動の母國であるイギリスにおいて、しかも一八九九年に至つてすら、ハリファックス指物工罷業で組合委員が業主のアイルランドから輸入したスト破りを上陸地に擁し、罷業の事實をつげ、旅費、職業を保障して穩和にハリファックス行きの中止を説いた行爲は、業主の訴によつて、上陸地における監視行爲にして業主強制の目的なりとの理由をもつて禁止處分を受けてゐる。(山中「労働組合の成立と變遷」昭三、三六四頁による) これなどは、明らかに市民の自由権を奪つてゐるといふわけになるまい。爭議權そのものもそうであるように、ビケット權はまず自由権の範圍まで解放されることから始まつてゐるのである。又、他人の自由を制限するような場合も一般刑法の犯罪を構成することはもとよりなく、市民一般としては單に道徳的に批判されるに過ぎない行爲までも、ビケッティングである場合には特別法で禁止したのである。Peaceful picketingといわれるものも大概ね、この線位のところを念頭に置かれていたやうであつた。しかし、これは、爭議權が單に自由権として漸く解放せられた段階において、保守的立場から解釋せられた範圍であるに過ぎない。わが國のように、爭議權が自由権以上の保護をうける段階に立つ労働法秩序においては、更に數歩を進めて理解しなければならぬのである。(註一)

わが國の労働法規のうちにビケッティングについて特別に規定する條項はないが、むしろ爭議權を含めた團體行動権および團結權の發動たる行爲全般にわたつて規定を與えてゐるのである。わた

くは、争議のみならず團結権の防衛のために行われる行為についてもビケッティングとして扱えるものがあると考えている。然し、もとよりビケッティングの本舞臺は争議であり、その典型的な理論もここに見出されねばならない次第である。

勞組法第一條第二項が刑事免責規定を、第八條が民事免責規定を意味することはいうまでもないが、これらの免責條件となつてゐる「正當なる」の意味が最大の關心を拂われた焦點である。第一條二項では、これと関連しつつ同項但書にある「暴力」の概念について論議せられ且つ法案提出者の眞意があらわれたのであつた。そして、この點にこそビケッティングの法律論の發足點が置かれてゐるかのようでもあつた。

もとより改正勞組法が、時に米法の「Violence」を暴力と翻譯して、それは如何なる場合になつても組合の正當な行為ではないと規定したことのうちには、如何に政府委員が「特に念のために規定したもの」(實業政府委員)であると辯解これ努めてみても、清盛の鐘のそでに彈壓意思をかくしおおせるものではあるまいが(註2)、かかる政府の秘められた意圖や當局の政策的且つ越權的な「解釋例規」(拙著、「法と政治の背離」附錄解釋例規批判参照)には拘泥することなく、民主主義と人權思想を基調とした新憲法の下に統一的に理解せられる法規範的觀點からこの「暴力」も亦解釋せられねばならない。第一條二項も第八條の法理論も亦同様である。要するに、正當なる行為の指標が、勞働法秩序のうちに如何に規定せられてゐるかという問題であり、暴力概念が如何に細かくせん穿せられても結局は暴力の暴力性が行為の類型自體からではなくて却つて行為の「不當性」にその根據を置いてゐる限りは、正當性の評價觀點に還元せられざるをえないわけである。だからビケッティングを含んで争議行為一般の限界の問題は、一定の法秩序において客觀化されている法の目的に貫ぬかれた規範理論によつて導かれねばならないのである。

ところで、わが國の勞働法についてみると、その根本條規である憲法が、國民一般の自由權的基本權を自然法的思潮の上に規定するとともに、更に勤勞者について團結權以下の所謂生存權的基本權を規定しており、一見基本權の兩系列の間に

優劣を置いてゐないのである。そこで、屢々自由權と生存權といずれが優位すべきか、という形で問われることになるのである。かの「經營權と勞働權」などといわれる問題はこうした考え方から生れてゐる。だが、歸つて考えると生存權的基本權というのは、本來、自由權の制限を内容とした權利であり、いわば自由權を制限しうる何等かの優越なる原理が自覺せられたときのみ生れる權利だといわなければならない。だから、原理的には、優越的な意味をもつことは、この種基本權の本質的規定性である。問題はただ、如何なる程度に如何なる形でその優越を法は承認しているのかということなのである。原理的な優劣問題ということになれば、その間に一線を劃する原理は、兩者の外にあるところの「社會通念」のうちに見出されることになるが、原理的な優位が勞働者權について承認せられてゐる限りは、兩者の間に一線を劃する原理は優越した法原理そのものを支える法的意識のうちに見出されねばならない。つまり生存權的基本權を法定するということは、かかる權利(自由權の制限を内容とするような)を正當だとする法的意識を法秩序のうちに指定したということに他ならないのだ。もとより指定する主體がブルジョア國家である以上、ある限界性をもつが(法のうちにその限界が客觀化された限りで意味をもつのであつて、政府の恣意とは異なる)少くも法定せられた生存權的基本權、したがつて勞働法秩序における評價觀點は、社會通念一般ではなくて、階級的人間の法意識でなければならぬ。

(ただブルジョア法秩序の否定を志向する階級的規範意識の根源的な性格はこれを抹消するのではあるが。)このような法意識を勞働良識とよぶならば、勞働法における正當性は、ただに社會通念において正當であるという意味ではなく、勞働良識において正當であることではなければならない。そして、勞組法が特に正當なる行為という場合は、この意味でのみ理解すべきであり、それゆゑにのみ存在理由をもつ規定に他ならないであらう。だから、たとえ、社會通念乃至いわゆる世論が保守的反動的であるという現實があつたとしても、裁判官は勞働法に關する法適用に際しては、勞働良識の上に立脚すべきなのである。

然し、實際に何が勞働良識かについてはその把握自體階級的に對立し易いのである。一般的にい

つて、労働良識は必ずしも現實の労働組合が如何なる意識をもっているかという面からのみ把握するべきではなくて、(組合にこの對應的意識の法社會學的探究からばかりではなくて)同時に労働者の歴史的社會における位置から要請せられる自覺的な階級規範としての面との統一において捉えられねばならぬ。ところで法が生存の根本権を承認しているといふことは、(わけても組合法は取締法ではなくて保護法だと宣明されているが國では)後者の側面を強く肯定していると解すべき根據となるであろう。労働良識の把握はだから具體的には、労働法そのものから可能なのである。團結權、團體行動權、爭議權を承認する労働法それ自身から把握する法意識こそ労働良識の基盤なのである。Solidarity と free struggle for life というのは社會通念一般とは必ずしも一致しないものだ。少くも、ブルジョア社會とは異質的な原理を擔つた階級的集團の存在と活動とを法が肯定したときにのみ法的意味を帯びるにいたつた規範意識なのである。

以上のような觀點から、ビケッティングの正常性の指標を、すなわち、自由權制限の基準を導き出してみよう。(つづく)(法政大學講師)

註1 爭訟權が自由權以上の保護を受けることについて、ここでは繰返さずけるが、有泉學教授、爭訟權『法哲學四季報』4、所載、編輯法と政治の關係「二六頁以下參照」

註2 第五回國會衆議院労働委員會で買米政府委員は、第一條第三項但書について、「二の趣旨は労働組合の行爲となされませんでしたものは、すべて正當であるという風な極端な論が一部に行われておりましたために労働組合の行爲には社會通念に従つて正當なものとならないこと、及び傷害であるとか、あるいは器物損壊の行爲、その他身體または財産に對する暴力の行爲はいかなる場合においても正當な行爲にはならない……」と述べている(労働委員會記録、第十三號一頁)が、この「一部に行われている」といふ、組合の行爲はすべて正當だといふ考え方の實例となると、春日委員(共)の指摘しているように、「團體交渉は何故かやられておる、その中の二つや三つ(會議録第十五號一八頁)」という程度の違法な爭執行爲例を提示するのがおちである。だから、立案者たる政府の意圖は、このような種々の違法を抑えるのではなく、かえつてかかる違法の領域を闢めようといふところにあるとしたか考えようがないではないか。かかる但書を加えることのように、爭執行爲は本來違法なものとするとわが國の政府が多量に抱懷していた法感情が露骨に打ち出されているといわなければならない。

解説

不當解雇と健康保險の資格喪失

(一) 首切り拒否者の健康保險をどうするか、問題になつてきた。日立や東電では現地で解決せず、厚生省にまで問題が持ちだされている。

問題の内容は、事業主は首切り通告したら、當然その労働者は従業員ではないからとして、健康保險の資格喪失届を出している。これに對して、労働者側は首切りについて紛争が生じているのだから、資格を喪失するのは反對である。特に、健康保險を要求するのは直接生命をまもるたであるから、人道的立場からも紛争中の者の資格喪失を行うことは許せない。現に、日立組有労働者の首切

り對象者の赤ちゃんが危く生命を失うところであつた。對象者は貸金の支拂いを受けずに長い闘争を続け、生活が極度につまり、四〇度の熱をだしている赤坊を醫師にかける金もなく、又保險證もないのでそのおかみさんは遠方に暮れていたというのである。

一般的にいっても、就業者及びその家族の罹病率は昨年中に急遽に上昇してある。それが條件の悪い失業者となれば病氣の危険は一層多し。この失業者の健康保險の問題は別の機会にして、首切り對象者の健康保險のみを以下に述べたい。